

IMPLEMENTING REGULATIONS

運用上の規則※（仮訳）

※A J C E P 附属書四「運用上の証明手続」第 1 1 規則に基づくもの。

規則 1 原産地証明書の発給申請

- (a) 原産地証明書（以下「CO」という。）の発給申請は、輸出者又は輸出者より権限を与えられた代理人により、輸出締約国の法令に従い、輸出締約国の権限のある政府当局又はA J C E P協定の附属書四「運用上の証明手続（以下「O C P」という。）」第2規則パラ1に規定される指定団体に対し、輸出される産品がCO発給に係る資格があることを証明する書類を添付した上で行うものとする。
- (b) 輸出される産品の原産性に関し輸出前審査が行われる場合には、当該審査の結果は、定期的にあるいは必要に応じて再審査されることを条件に、これ以降輸出される産品の原産性を決定する際の典拠書類として受け付けられる。輸出前審査は、原産性がその産品の本質からみて容易に判断することができる産品は対象としない。

規則 2 原産地証明書の発給

輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、その法的権限や能力を最大限活用して、輸出締約国の法令に従い、COの発給申請の都度、以下の各事項を確保するために適切な審査を行うことを求められる。

- (a) COは、適切に記載され、権限のある署名者により署名されること、
- (b) 産品の原産性は、A J C E P協定の第三章に従っていること、
- (c) 品名、産品の数量（例えば、総重量や純重量）、包装の記号及び番号、包装の個数及び種類は、記載されているとおり、産品と一致すること、および
- (d) CO上のその他の記載は、提出された関係する典拠書類と対応すること。

規則 3 原産地証明書の様式

- (a) COは、A4サイズとする。
- (b) COは、アセアン構成国の締約国の場合、1通のオリジナルと2通の写しによって構成される、また、日本の場合はオリジナルのみである。
- (c) COは、発給する場所や事務所によって各々付与される証明書番号を有する。
- (d) 第三国でインボイスが発行される場合には、その旨を、当該インボイスを発行する者の氏名や住所などの情報とともに、CO上に明記する。
- (e) COに対する宣誓は、アセアン構成国の締約国が使用する様式の11欄に、また、日本が使用する様式の10欄に輸出者によって記載される。輸出者の署名は、肉筆によって、又は電子的に印字することによって行うことができる。
- (f) 輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体の権限を付与された署名者のCO上の署名は、肉筆によって、又は電子的に印字することによって行うことができる。
- (g) COのオリジナルは、輸入締約国の税関当局に対して提出されるために、輸出者から輸入者に送付される。アセアン構成国の締約国の場合、当該COの写しのうち、1通を輸出者が、もう1通を輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体が、それぞれ保持する。複数の製品又はインボイスの取り扱い
- (h) 1通のCOであって、1回の船積みに対して発行された二又はそれ以上のインボイスが記載されたものは、輸入締約国の税関当局によって受理される。
- (i) 同一のCOで宣誓された複数の製品は、それぞれの製品が別個に原産資格を有することを条件に、認められるものとする。
- (j) 同一のCOで宣誓された複数の製品に関し、宣誓された製品のうち一又はそれ以上の製品について発生したトラブルは、当該COで宣誓されたその他の製品の特恵関税の付与や通関に影響や遅延を生じさせない。問題のある製品については、OCPの第6規則パラ5が適用される。

規則 4 変更

- (a) 輸入締約国の税関当局は、些細な誤記、例えば、些細な相違又は省略、タイプの誤り、及び与えられた欄からはみ出した情報につき、これらの些細な誤記がCOの真正性や、COに含まれる情報の正確性に何ら影響を与えないことを条件に、無視する。
- (b) COには、抹消及び上書を行ってはならない。修正する場合には、以下のとおり行うものとする。
 - (i) 誤った箇所を抹消し、必要な加筆を行う。こうした変更は、COの権限のある署名者により了承され、かつ、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体により証明されなければならない。使用しない欄は、その後の追記を防ぐために線で消す、又は
 - (ii) 誤ったCOを差し替えるため、新しいCOを発給する。

規則 5 盗難、紛失または損傷

COの有効期限が経過する前に、COの盗難、亡失、又は損傷が生じた場合には、輸出者又は輸出者より権限を与えられた代理人は、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し、以下のとおりCOの発給を求めることができる。

- (a) 輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体が所有する輸出関係書類に基づき、新しい証明書番号を付した新しいCOを発給する。この場合、もとのCOは取り消される。もとのCOの発給日及び証明書番号を新しいCOに、すなわち、アセアン構成国の締約国の様式の欄12、又は日本の様式の欄9に、記載する。新しいCOは、もとのCOの有効期限内に限り有効とする、又は
- (b) 対応できる場合、輸出者又は輸出者より権限を与えられた代理人が所有する輸出関係書類に基づき、COの真正な写しであることを証明した写しを発給する。この場合、アセアン構成国の締約国が発給する真正な写しであることを証明した写しの欄12に、“CERTIFIED TRUE COPY”という文字を付す。この写しは、原本となるCOの発給日が記載され、原本となるCOの有効期限と同一の期間に限り有効とする。COの真正な写しであることを証明した写しは、原本となるCOの発給日から1年以内に発給されるものとする。

規則 6 原産地証明書の免除

- (a) OCPの第3規則パラ2の適用上、COは、課税価額の総額が以下の額を超えない場合、免除される。
 - (i) 日本の場合、課税価額の総額で200,000円、及び
 - (ii) アセアン構成国の締約国の場合、輸出価額で200米ドル。
- (b) OCPの第3規則パラ2の適用上、各締約国は、上記に記した額を変更する場合、及びその後さらに変更する場合、アセアン事務局を通じて、他の締約国にその額を通知するものとする。

規則 7 原産地証明書の遡及発給

原則、COは、船積み時までに、又は船積みから3日以内に発給されるものとする。COが船積み時までに、又は船積みから3日以内に発給されなかった例外的な場合、船積み後12か月以内に輸出者からの申請を受けて、輸出締約国の法令に基づき、COを遡及して発給することができるものとし、その発給に当たっては、証明書の“IssuedRetroactively”欄をチェックする。この場合、関税上の特惠待遇を要求する輸入者は、遡及して発給されたCOを、輸入締約国の法令に従い、当該輸入締約国の関税当局に提出する。遡及して発給されたCOには、欄3に船積み日を明記する。

規則 8 累積のための書類

AJCEP協定の第29条の適用上、COの発給のため、あるいは製品の生産に用いられた材料が締約国の原産品であることを証明するための確認手続のために書類上の証拠が必要である場合には、以下のものを用いることができる。

- (a) その製品の輸出者や生産者による宣誓、
- (b) その製品のインボイス、
- (c) その材料となる製品の輸出締約国が発給したCO（遡及発給されたCOを含む）の写し、又は

- (d) その他関係する書類

規則 9 部分的な輸出船積みに関する連続するCO

OCFの第3規則サブパラ4(a)の適用上、部分的に輸出船積みが行われる場合、その部分的に輸出される価格と数量が連続するCOに明記される。連続するCOを発給する締約国は、部分的船積みにより輸出される製品の合計数量がもとのCOに記載されている数量を超えないよう確認するものとする。

規則 10 連絡先

- (a) 各締約国は、AJCEP協定の第三章、OCF、及びこのImplementing Regulations に関する全ての事項につき連絡先を登録するものとする。
- (b) 各締約国は、アセアン事務局を通じて、他の締約国に対し、このImplementing Regulations の採択に際し、連絡先の名称、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを提供し、並びにこれらの情報に変更があった場合には、変更の行われた日から30日以内に通報する。
- (c) 締約国の連絡先が他の締約国の連絡先に対して、AJCEP協定の第三章、OCF、及びこのImplementing Regulations に関する問題を提起した場合、後者の締約国は、当該問題を調査し、合理的な期間内に、調査結果と当該問題を解決するための提案を返答するために、適当な専門家を指名する。これらの連絡先は、協議を通じて、AJCEP協定の第三章の実施に関する全ての事項を解決するために協力する。

規則 11 指定団体

輸出締約国の権限ある当局が、指定団体を指定したとき、又は指定に関する変更若しくは取消したときは、アセアン事務局を通じて、遅滞なく他の締約国に対して、当該指定、変更又は取消しを通知するものとする。

規則 1 2 関税分類番号

統一システム（HS）の関税分類番号は、CO上六桁で記入するとともに、製品の記載内容については、インボイスの製品の記載内容及び、可能な限りHSにおける製品の記載内容と実質的に同一となるよう記載する。

規則 1 3 原産地証明書の見本、署名及び印章の見本の交換手続

各締約国は、アセアン事務局を通じて、他の締約国に対し、このImplementing Regulations の採択に際し、COの見本、権限のある政府当局又はその指定団体が発給の際に使用する署名の見本、公印の見本、及び印章の図案を提供するとともに、その後、これら情報を変更する場合には、変更の30日前に通報するものとする。

規則 1 4 連絡

- (a) OCPの第6規則及び第7規則に従って行われる確認の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間の連絡は、指定された連絡先を通じて行う。このような連絡は受領の確認を伴う方法で行う。
- (b) パラ(a)に定める場合、輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の関係当局との間で直接連絡する場合は、パラ(a)に定める連絡方法と併せてFAX又は電子メールにより並行的に行うことができる。
- (c) OCPの第6規則及び第7規則に定められる回答期間は、パラ(a)に基づく要求の受理を確認した日を起算日とする。
- (d) OCPの第8規則パラ3の規定上、輸入締約国の関税当局による書面による決定の通知を行う期間は、パラ(a)に基づく最後の情報の受理を確認した日を起算日とする。
- (e) 上記パラ(a)から(d)の規定にかかわらず、OCPの第6規則パラ1の規定に従った原産品であるか否かについての確認のために、アセアン構成国の税関当局は、日本国の経済産業省が提供する経済連携協定に基づく原産地証明書情報参照システムを利用することができる。原産品であるか否かについての確認が経

済連携協定に基づく原産地証明書情報参照システムを用いて行われる場合、O C P 第8規則 パラ3に規定する書面による決定は、同システムに基づいて連絡することができる。

規則 1 5 輸送途中又は一時蔵置される産品

輸出締約国から輸入締約国に輸送途中、あるいは輸入締約国の保税地域に一時蔵置されている原産品は、当該原産品が輸入締約国におけるA J C E P協定の効力発生の日又はそれ以降に輸入された場合に関税上の特惠待遇が付与される。ただし、この場合、遡及して発給されたC Oを輸入締約国の関税当局に対して提出するとともに、当該輸入締約国の国内法令に従うことが条件である。

規則 1 6 別添

アセアン構成国のC Oの様式及び日本のC Oの様式は、それぞれ、このImplementing Regulations の別添1、別添2に示されている。

CO Format for Japan

OVERLEAF NOTES

- 日本は、A J C E P協定に基づく特恵待遇を要求するためにこの様式を用いる。
- 条件： A J C E P協定に基づく特恵待遇を享受するためには、A J C E P協定の締約国に輸出される産品は以下の条件を満たさなければならない。
 - 輸入締約国の関税譲許の資格がある産品の内容に合致すること；
 - 第3章の第31条に従って直送基準を満たすこと；および
 - A J C E P協定の第3章に規定される特恵の基準を満たすこと。
- 特恵の基準： 特恵の基準を満たす産品について、輸出者やその輸出者から権限を与えられた代理人は、この様式の欄6に、該当する特恵の基準を、以下の表に掲げられた要領で記載するものとする：

このフォームの欄10に掲げる国で行われる生産又は加工の状況	欄6に記載すること
(a) 第3章第24条サブパラ(c)を満たす産品	“PE”
(b) 第3章第25条を満たす完全生産産品	“WO”
(c) 第3章第26条パラ1を満たす産品	“GTH” or “RVC”
(d) 第3章第26条パラ2を満たす産品 - 関税番号変更基準 (Change in Tariff Classification) - 付加価値基準 (Regional Value Content) - 加工工程基準 (Specific Processes)	“GTC” “RVC” “SP”
また、輸出者は、以下の規定を用いた場合、その旨COに記載すること：	
(e) 第3章第28条に満たした産品の場合 (デミニマス)	“DMI”
(f) 第3章第29条を満たした産品の場合 (累積)	“ACU”

- 産品毎に原産資格を満たしていなければならない：輸送される全ての産品が別個に原産資格を満たさなければならない。これは、異なる大きさの類似する産品が輸出される場合に特に関係する。
- 産品の内容：それぞれの産品に対し、輸入締約国のHS番号を6桁で記載すること。CO上の産品内容は、インボイスの産品の記載内容及び、可能な限りHSにおける産品の記載内容と実質的に同一となるよう記載すること。HS番号の2208.90及び9404.90に該当する産品に関しては、当該産品が特別の記載(例：“ sake compound and cooking sake (Mirin) of subheading 2208.90”、“ beverages with a basis of fruit, of an alcoholic strength by volume of less than 1% of subheading 2208.90”、“ quilts and eiderdowns of 9404.90”)が求められる特定の産品である場合、そのような特定の産品に合致する内容を記載するものとする。
- インボイス：産品毎にインボイス番号と日付を記載すること。インボイスは輸入締約国において産品を輸入するために発行されるものを使用すること。
- 第三国で発行されるインボイス：インボイスが第三国で発行される場合、Implementing Regulationsの規則3(d)の規定に従い、欄9の” Third Country Invoicing”のボックスをチェック(/)するとともに、輸入締約国に産品を輸入するために発行されるインボイス(第三国インボイス)の番号を欄8に記載し、かつ、欄9にそのインボイスを発行する企業又は個人の登記上又は戸籍上のフルネーム及び所在地又は住所を記載すること。原産地証明書が発給された時点において、第三国で発行されるインボイスが不明の場合には、欄8に、原産地証明書の発給を受ける輸出者が発行するインボイスの番号及び発行日を記載する。また、欄9の” Third Country Invoicing”のボックスをチェック(✓)し、同じく欄9に、当該産品を輸入締約国に輸入するために第三国でインボイスが発行される旨及び当該インボイスを発行する企業又は個人の登記上又は戸籍上のフルネーム及び所在地又は住所を記載すること。このような場合、輸入締約国の関税当局は、輸入者に対し、当該産品の輸入申告について、当該インボイス及び輸出締約国と輸入締約国の間で行われる取引の事実を確認することができるその他の関連する書類を提出するよう要求することがある。
- 遡及発給：Implementing Regulationsの規則7の規定に従い、原産地証明書が遡及発給される場合、欄9の” Issued Retroactively”のボックスをチェック(✓)すること。